

令和元年7月30日（火）午後2時57分

令和元年

滋賀県国民健康保険団体連合会

# 通常総会

滋賀県国民健康保険団体連合会

## 令和元年度通常総会

開催日時 令和元年7月30日（火曜日）午後2時57分開会

開催場所 4階大会議室

### 出席者数（22人）

理事長	谷 畑 英 吾	湖南市長
副理事長	藤 澤 直 広	日野町長
	多 胡 豊 章	
会 員	三日月 大 造	滋賀県知事（代）
	越 直 美	大津市長（代）
	大久保 貴	彦根市長
	藤 井 勇 治	長浜市長（代）
	小 西 理	近江八幡市長
	小 榛 正 清	東近江市長（代）
	橋 川 涉	草津市長
	宮 本 和 宏	守山市長（代）
	山 仲 善 彰	野洲市長
	岩 永 裕 貴	甲賀市長（代）
	福 井 正 明	高島市長
	平 尾 道 雄	米原市長（代）
	野 村 昌 弘	栗東市長
	西 田 秀 治	竜王町長
	有 村 国 知	愛荘町長（代）
	伊 藤 定 勉	豊郷町長
	野 瀬 喜 久 男	甲良町長
	久 保 久 良	多賀町長（代）
	越 智 眞 一	医師国保組合理事長

## 1. 議決事項

- 議案第 16 号 平成 30 年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について
- 議案第 17 号 平成 30 年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 18 号 平成 30 年度滋賀県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 19 号 平成 30 年度滋賀県国民健康保険団体連合会請求事務費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 20 号 平成 30 年度滋賀県国民健康保険団体連合会職員退職給与金特別会計予算歳入歳出決算認定について
- 議案第 21 号 平成 30 年度滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 22 号 平成 30 年度滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 23 号 平成 30 年度滋賀県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償金支払特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 24 号 平成 30 年度滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 25 号 平成 30 年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 26 号 滋賀県国民健康保険団体連合会 I C T 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の制定について
- 議案第 27 号 令和元年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第 28 号 令和元年度滋賀県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第二回補正予算について
- 議案第 29 号 令和元年度滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出第一回補正予算について

- 議案第30号 令和元年度滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第31号 令和元年度滋賀県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償金支払特別会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第32号 令和元年度滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第33号 令和元年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第34号 滋賀県国民健康保険団体連合会役員改選について

## 2. 報告事項

- 報告第 2号 専決処分報告  
報告第 3号 滋賀県国民健康保険団体連合会財産目録

## ○開　会

午後 2 時 57 分開会

◇井口局長　定刻より少し早いのですが、お揃いいただきましたので、只今より国保連合会の通常総会を開催いたします。

開会にあたりまして、谷畠理事長よりご挨拶を申し上げます。

◇谷畠理事長　改めまして、皆さんこんにちは。国保連合会の通常総会を開催いたしましたところ、会員の皆様には大変お忙しい中を、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また平素は、国保事業の運営につきまして、大変ご尽力を賜っておりますことに対しまして、心から敬意を表するところでございます。

さて、平成30年度は都道府県が財政の責任主体となる国民健康保険制度の大改革がなされた年でもございました。県からは滋賀県国民健康保険運営方針が打ち出され、その基本理念として、持続可能な国民健康保険の運営ということが打ち出されたところでもございます。県民が健康な暮らしを送れる、いざというときに安心して医療を受けられる国保制度があるべき姿とされ、本会の役割といたしましては、市町事務の共同事業の実施による効率化ということが示されたところでございます。

平成30年度には、国保制度改革に伴い導入いたしました国保情報集約システムの運用、そのシステムを活用した資格確認業務の拡充、また重複・頻回受診者等訪問指導事業の全県的な取り組みなど、新たな事業を行いますとともに、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任制度導入に伴います療養費審査委員会の設置と支払業務の準備、さらには風しん対策に係るクーポン券の作成と支払業務の準備など、新たな事業への準備を進めてまいったところでございます。

このように本会におきましては、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、障害者総合支援等を取り巻く情勢の変化に対応しながら、地域住民の生活に直結する多岐にわたる業務を行っておりまして、引き続きその運営に努力をしてまいることとしております。

本日は平成30年度の事業報告、決算、また審査の高度化・効率化のための新たな積立資産に係る規程の制定など、重要な議案をご審議いただくこととなります。また、総会終了後には、厚生労働省保険局国民健康保険課の熊木課長にお越しをいただきまして、国保制度をめぐるホットな情報を含めて、ご講演をいただく予定とさせていただいております。何卒、慎重なるご審議を賜りますとともに、本会事業のさらなる充実のため、保険

者、市町の実情を踏まえた活発なご意見を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日は、大変ご苦労さまでございます。

◇井口局長 次に本日の出席状況でございますが、国保連合会会員 21 名中、21 名の出席でございますので、本日の総会が成立することを報告させていただきます。

次に、議長の選出でございますが、慣例によりまして、谷畠理事長にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

◇井口局長 ありがとうございます。それでは、谷畠理事長、よろしくお願ひいたします。

◇谷畠理事長 はい。それでは議長をさせていただくこととなりましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、規約第 17 条の 2 及び第 18 条第 2 項により本総会は公開とし、議事録においても公表することをお伝えさせていただきます。

次に、国保連合会規約第 18 条の規定によりまして、通常総会の議事録署名者を選出いたしたいと思いますが、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

◇谷畠理事長 はい、ありがとうございます。それでは指名をさせていただきます。

栗東市長の野村昌弘様、竜王町長の西田秀治様のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願ひをいたします。



#### ○議決事項

◇谷畠理事長 それでは議事に移ります。議案第 16 号、平成 30 年度事業報告の認定についてから、議案第 25 号、平成 30 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算認定についてまでの 10 議案は、いずれも関連いたしますので、一括審議といたしたいと思います。

事務局の説明を求めます。なお、各議案につきましては、7 月 16 日の理事会にて総会附議事項として承認をいただいていることを報告申し上げます。

それでは事務局、お願いします。

◇竹若次長 はい、ありがとうございます。それでは、私の方から事業報告をさせていた

だきます。事業報告につきましては、総会議案の1ページから67ページに記載をさせていただいておりますけれども、本日、それを要約した資料1を用意させていただいておりますので、そちらの方で説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

平成30年度の事業報告概要版でございます。

事業実施状況、大きくは19項目ございます。

大きな1番目、本会の運営に関する事項でございます。白丸にございますように、総会、理事会、監事會と本会の適切な運営に諮るために諸会議を開催したところでございます。白丸の下から3つ目になりますが、情報セキュリティ対策の強化ということで、国際基準の認証を受けましたISMSの継続に向けて取り組んでいるところでございます。あわせまして、一番下になりますけれども、大規模災害に備えて業務継続計画を策定させていただきました。

大きな2番目、国民健康保険制度の改善強化と財政安定化対策の推進に関する事項でございます。国保制度改善強化全国大会におきまして、医療保険制度の一本化の早期実現等、9項目の決議を行いまして、谷畠理事長を中心に関係省庁や地元選出議員への要請行動を行ったところでございます。

大きな3つ目になりますが、国保事業充実強化推進に関する事項でございます。保険料(税)収納率向上対策といたしまして、月間の設定等の取り組みをさせていただきました。2にございますように、その結果、収納率は94.90%ということで、市町の職員の方の懸命なご努力によりまして、全国でも上位の収納率を占めているところでございます。

一番下になりますけれども、大きな5番でございます。国民健康保険及び後期高齢者医療診療報酬等の審査支払に関する事項でございます。国保審査委員57人体制で臨んでいるわけでございますけれども、画面審査システムを活用し、質の高い審査を目指して取り組んだところでございます。

一番下の国保から、次のページになります、国保と後期高齢者を合わせまして、年間約990万件のレセプトを審査いたしました。金額に直しますと、約2,700億円の取り扱いをしたところでございます。

2つ目の白丸の審査状況になりますけれども、そのうち私どもの審査により、約6億円の減額をさせていただきました。査定率は年間でいきますと0.280%ということで、全国の中で11位ということでございます。

あわせてその下の白丸になりますけれども、市町さんの方からご要望がございました資格確認業務でございます。原審査、レセプト点検のときを合わせまして、約6万件の処理をさせていただきました。

大きな6つ目になります。保険者共同事業と後期高齢者医療の事務代行に関する事業でございます。

(1) でございますが、新国保制度の施行に伴いまして、今まで課題になっておりました高額療養費の多数回該当の判定に関する業務を、国保情報集約システムを活用して取り組んだところでございます。

(2) には、風しん対策でございます。審査支払は全国の連合会で実施されておりますけれども、市町さんから要望がございましたクーポン券の発行業務につきましても、6月上旬に納品をさせていただいたところでございます。あわせまして、レセプト点検、求償事務等を行い、(5) でございますけれども、後期高齢者医療事務代行についても、国保と同じように業務をさせていただいたということでございます。

一番下、保健事業の推進に関する事項でございまして、次の3ページの上になりますけれども、保健事業支援・評価委員会を本会に設置して、市町さんのデータヘルス計画の策定、実施、評価の支援を行ったところでございます。

④になりますが、重複・頻回受診者の訪問事業、29年度についてはモデルでさせていただきましたが、30年度については全県的に取り組んだところでございます。

大きな8番目でございますが、特定健診・特定保健指導に関する事項ということで、受診率向上対策といたしまして、広報事業の実施や未受診者への電話による勧奨をさせていただきました。

続いて4ページをお開きいただきたいと存じます。一番上の10番になりますけれども、介護保険に関する事業でございます。審査支払事業と合わせて、苦情相談業務並びにケアプラン点検と書いていますが、介護給付費の適正化対策事業に取り組んだということでございます。

大きな11番目、障害者総合支援給付の審査支払業務でございます。(2) にございますように、平成30年4月から従前の支払業務だけでなく、審査も取り扱っているということでございます。

1つ飛ばさせていただきまして、13番目でございます、保険者協議会活動に関する事項です。要綱が変わりまして、平成30年度からは滋賀県さんと共同で事務局を担い、

医療保険者さんと協同して、健康づくりの推進と情報の共有化を図ったところでございます。

以降、5ページになりますけれども、14番目から19番目につきましては、地域医療の確保や研修、会議等でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、雑駁でございますけれども、事業報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

◇岡田主監 失礼いたします。続きまして、通常総会議案17号から25号でございます。こちらにつきましては、総会議案の68ページから99ページでございますけれども、こちらにつきましても、お手元の通常総会資料、資料ナンバー右肩2の1、2の2でご説明をさせていただきたいと存じます。

まず最初に、資料2の1をご覧ください。平成30年度の国保連合会の決算の状況でございます。

1つ目の丸でございますけれども、国保連合会各会計決算の概要でございます。

大きい1番でございます、一般会計と8つの特別会計の合わせて9つの会計で構成をいたしております。それらの会計の勘定を性格で大別をいたしますと、1つ目といたしましては手数料、そして負担金を財源に連合会が審査支払等の事務執行を伴います6つの勘定、そして2つ目が連合会を経由いたしまして、診療報酬等を受け払いをいたします各種の支払勘定が15勘定ございます。それらを合わせますと、歳入の合計が約3,899億4,200万円、そして歳出の合計でございますけれども、約3,895億9,100万円となってございます。それらの差し引きでございますけれども、約3億5,100万円でございました。

そして(1)でございますけれども、1つ目といたしまして、事務執行を伴います6つの勘定でございます。歳入の合計が約33億9,800万円、そして歳出の合計が約32億2,400万円、歳入歳出の差し引きが約1億7,400万円でございました。

その下に箱枠でくくっておりまして、こちらが歳入の前年度比増減の主な内容でございます。歳入でございますけれども、先ほど申し上げました、平成30年度から新たな事業を実施してまいっております。それらに対します手数料あるいは負担金を新規として頂戴をいたしております。

また手数料関係でございますけれども、段階的に手数料の引き上げ、あるいは改定をさせていただいております。そして、件数増等もございまして、それらが歳入の増減の主

なものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。上の箱枠でございますけれども、歳出の主な増減の内容でございます。こちらにつきましても、事業報告で申し上げました、平成30年度からの新たな国保情報集約システム等の導入の経費、そしてそれらに伴います償却、あるいは固定資産の取得、そちらの関係が主な要因でございます。

そして、その下にまいりまして、(2)でございますけれども、診療報酬等の支払勘定でございます。こちらにつきましては、歳入の合計が約3,865億4,400万円、歳出の合計が約3,863億6,700万円、差し引きをいたしますと、約1億7,700万円の差し引きでございます。その中で主なものを申し上げます。

まず、①の1つ目でございますけれども、国保の支払勘定でございます。対前年度比につきましては、1.1%減でございまして、月平均約78億円のお支払いがございます。その下に書いてございますけれども、参考として、平成30年度の年間の医療費の動向を中心会からいただきましたので、それらを参考につけておりますので、またご覧ください。

そして、②でございますけれども、福祉医療費の支払勘定でございます。こちらにつきましては、対前年度比0.6%増でございまして、月平均約7億5,000万円のお支払いをさせていただいております。

3つ目でございますけれども、介護保険の支払勘定でございます。こちらにつきましては、対前年度比2.5%増、月平均約81億円のお支払いをさせていただいております。

3ページにまいりまして、④障害介護給付費の支払勘定でございます。こちらは対前年度比5.7%増、月平均約22億円のお支払いがございます。

そして、5番目でございますけれども、後期高齢者の支払勘定でございます。こちらは国保とは反対に、対前年度比1.8%の増で、月平均約125億円のお支払いがございます。

そして最後でございますけれども、⑥特定健診・特定保健指導の支払勘定でございます。こちらは、対前年度比5.9%増、その下に受診率を書いてございますけれども、同期でいきますと1.86ポイント増でして、こちらについては年間約7億2,000万円のお支払いがございます。

続きまして、資料ナンバー右肩2の2、A3の決算総括表をご覧いただきたいと存じ

ます。A3縦版でございます。こちらにつきましては、先ほど4番でご説明をいたしました決算の関係の全体像になります。この中で数字的に特徴のあるところだけ申し上げます。

表頭の一番左でございますけれども、議案番号が第18号、会計区分が診療報酬の審査支払特別会計、そしてその中で受け払いをいたします、業務勘定の下の国保の支払勘定の歳入状況あるいは歳出状況をご覧いただきますと、対前年度比がともに89.4%となってございます。歳入の差し引き、前年度と比較いたしますと、大体前年度と約100億円の差がございます。こちらにつきましては、29年度まで診療報酬の支払をスムーズに行うため、予納金を頂戴しておりますけれども、29年度でこの制度は終わりましたので、これらを差し引きますと、対前年度比は98.9%ということになります。

以上、簡単でございますけれども、決算の説明でございます。

◇谷畠理事長　はい。只今、事業報告並びに決算の説明がございました。ご審議をいただく前に、去る7月3日に監査を受けておりますので、米原市の平尾監事さん、本日は代理の方が来ておられますので、監査報告をお願いいたします。

◇監事（平尾米原市長　代理　市民部長　的場氏）　はい。市長の平尾は公務により欠席のため、代理出席であります、私、米原市市民部長の的場から、去る令和元年7月3日に監事である久保久良多賀町長さんと米原市長平尾道雄が監査を実施しました。その結果をご報告させていただきます。議案書の200ページをご覧ください。

監査結果報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。平成30年度における業務の概況を聴取し、会計を監査したところ、業務の運営については努力の成果が認められ、会計経理も適正に処理され、会計諸帳簿及び証憑書類もまた整理良好と認めました。令和元年7月3日、監事平尾道雄、監事久保久良。

以上でございます。

◇谷畠理事長　ありがとうございます。なお、監査法人による監査を受けておりますので、監査室から報告をさせていただきます。

◇八田監査室長　はい。それでは、監査室より監査法人によります平成30年度決算に係ります監査結果につきまして、ご報告を申し上げたいと存じます。お手元の通常総会議案201ページをご覧いただきたいと存じます。

去る6月13、14、18日の3日間、監査法人によります監査をお受けいたしまして、本監査報告書が理事長宛てに提出をされました。

次の202ページの上段、監査意見のところをご覧いただきたいと存じます。監査意見。当監査法人は、財務書類が滋賀県国保連合会会計規則に準拠して、平成30年度の歳入歳出の状況及び同年度末の財産の状態を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

以上の内容が、監査法人により監査結果報告として提出されましたので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

◇谷畠理事長 はい。それでは事務局より説明いたしました事業報告並びに各会計決算について、ご質問、ご意見があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。

[「なし」の声あり]

◇谷畠理事長 よろしいでしょうか。それでは特にご質問、ご意見もないようでございまして、採決に入りたいと思います。

議案第16号から議案第25号までを原案どおり議決することについて、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇谷畠理事長 ありがとうございます。異議なしの声をいただきました。全員賛成と認め、議案第16号から議案第25号までは原案のとおり議決いたしました。

続きまして、議案第26号、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の制定についてから、議案第33号、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出第一回補正予算についてまでの8議案は、いずれも関連いたしますので、一括審議いたしたいと思います。

各議案について、事務局から説明を求めます。

◇岡田主監 はい。それでは、議案第26号の積立金規程の制定についてということで、ご説明をさせていただきます。説明にあたりまして、通常総会資料の3の1、A3縦版をご覧いただきたいと存じます。右肩資料ナンバー3の1、表題が「新たな積立資産の創設について」でございます。

私ども国保連合会の審査支払業務等につきましては、法人税法上の収益事業とされておりまして、課税対象となってございます。しかしながら、国保連合会の法人税法上の取り扱いを定めました厚生労働省の通知によりまして、収益が発生をしない実費弁償方式であると、所轄の税務署さんの確認によりまして、課税はされていないところでございます。

そして一方で、被用者保険の審査支払を行います支払基金がございます。こちらについては、法人税法上の公共法人に位置づけをされまして、非課税で内部留保が可能ということになってございます。國の方ですけども、医療制度改革の一環として、審査支払業務の一層の効率化を目指して、支払基金ですと、支部の改革に加えまして、ＩＣＴ技術を活用した高度で効率的なシステムの開発、刷新等を行うということで、所要の法改正が5月に行われました。これによりまして、支払基金では要請に応えたシステムの開発等を進めているという状況でございます。

こうした中で、国保連合会にも同様の対応との要請がございまして、これに対しまして、保険者さん等の負担の増大を招かないことに加えて、国保連合会においても支払基金と同様に、新たなシステムの開発、刷新のための原資の積み立てが可能となるよう、審査支払業務等を法人税法上の収益事業から除外する法人税法上の施行令の改正を求めていたところでございます。

結果として、この法人税法上の収益事業から除外をするということにつきましては、認められることはございませんでした。税制改正要望の理由の1つでございます、新たなシステムの開発、刷新のための積み立てにつきましては、法人税法上の取り扱いを定めました厚生労働省の通知の改正、資料3になりますけれども、こちらによりまして、当該積立が実費弁償方式の費用として扱われるということになりました。

また、本年度、5年ごとに国保連合会が実費弁償方式による所轄の税務署の確認のための届出を行う年度になってございます。これまで全国の国保連合会がそれぞれに行って届出をこの夏、決算の認定の総会等におきまして、新しい積立金規則の制定、そして後ほどご説明をいたします、各特別会計において積立金を補正対応することによりまして、国保中央会において、一括して国税庁に確認の届出を行うことに代えるとされたということでございます。

以上のことから、本会につきましても、新たな積立金規程の制定と各特別会計における積立金の補正予算とをお願いするものでございます。

申し訳ございませんが、通常総会議案の203ページをご覧いただきたいと存じます。冊子の203ページでございます。

議案の26号でございます、積立金規程を別紙のとおり定めることをお願いするものでございます。204ページ、205ページにその内容が、規程が書いてございます。第2条でございますけれども、積立資産の対象となります会計でございます。5つございま

して、診療報酬審査支払の特別会計から特定健診・特定保健指導の特別会計でございます。額につきましては第3条に規定をしておりまして、手数料の年度額の30%相当額ということでございます。

以上が、積立金の運用規程でございます。

続きまして、補正予算についてご説明をさせていただきます。お手元、通常総会資料ナンバーの資料4の1をご覧いただきたいと存じます。横版でございます。

補正予算につきましては、総会議案の206ページから250ページでございますけれども、通常総会資料4の1でご説明をさせていただきたいと存じます。表題が「平成30年度決算に係る繰越金の状況とその補正予算対応等」ということでございます。

まず、一番最初でございますけれども、表で一番左の会計名、一般会計でございます。こちらにつきましては、平成30年度決算に係る繰越金が約520万円、それらに対します当初予算が1,000万円、差し引きについては、マイナスの472万4,000円でございます。こちらの繰越金の補正予算につきましては、対応内容として、一番右に書いてございますとおり、一般会計の財政調整資金積立金繰入金を増額して、対応をすることでございます。

そして、会計の2段目でございますけれども、診療報酬の審査支払特別会計、国保の業務勘定になります。こちらにつきましては、繰越金の補正額は496万4,000円増ということでございます。対応内容といたしまして、一般会計繰入金を減額して、財源の振り替えを行います。繰越金の1,000円を財源として、新たな積み立てを行うという考え方でございまして、※印の2をご覧になっていただきたいと思います。

こちらに考え方の整理をいたしまして、新たな積立金関係につきましては、単年度収支が赤字と見込まれて、一般会計の繰入金あるいは財政調整資金積立繰入金によりまして、収支均衡を保っております会計、この国保の会計、上から3つ目の介護保険の会計、そして上から5つ目の特定健診の会計、こちらにつきましては、先ほどご説明を申し上げました要請に基づきます積立金の措置として、繰入金あるいは一般会計繰入金を財源として、最低限の1,000円を積み立てしたいと考えてございます。

そして、表の方に戻りまして、上から4つ目の障害の会計でございます。こちらにつきましては、対応内容といたしまして、繰越金のうち1,738万8,000円、いわゆる手数料総収入額の30%を財源として、新たな積み立てをということで考えてございます。

※印3で下の方をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、繰越金によりまして財源確保が可能な会計のうち、障害の会計につきましては、次期システム更改において市町事務の効率化を目指して、事務の拡充、あるいは運用コストを削減するためのクラウド化等が当面予定をされてございます。そういうことから、改正通知に基づく限度額までの積み立てをということで考えてございます。

なお、今回補正をいたしません1,478万7,000円につきましては、これらのシステムの経費を、共同負担をいたします介護保険等の負担の考え方について、本年度中に関係市町担当課と協議調整を行った上で対応ということで考えてございます。

そして、表の方に戻っていただきまして、一番下の後期高齢者医療の会計でございます。対応内容といたしまして、繰越金1,000円を財源として、新たな積み立てを行うというものです。※印で注釈がございまして、こちらにつきましては、差引額との差の約3,036万9,000円のうち、補正をいたしません3,036万8,000円につきましては、審査委員会あるいはシステム等の経費を、共同負担をいたしております国保あるいは福祉等の負担の考え方につきまして、今年度中に広域連合あるいは関係市町と協議を行った上で対応するという考え方でございます。

そして最後、※印の5、一番下でございますけれども、各特別会計における支払勘定、診療報酬あるいは介護、様々な受け払いをする勘定でございますけれども、こちらにつきましては、決算に係る繰越金と31年度当初予算の繰越金との差額の補正につきましては、指定公費を除きまして予備費を補正することによって対応するという考え方でございます。

以上でございます。

◇谷畠理事長　はい。只今、事務局より説明がございました。規程の制定、補正予算についてご質問、ご意見があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。

はい、山仲理事。

◇山仲理事　もうちょっと情報が欲しいのですけれども、最終的には資料3の2でお墨つきが与えられているような形になっているので、本来、ここに国税と連名のほうがいいと思うのですね。前は裏切られたので。だから、前は何だったのかなと思うのですが、あるのはいいので、これはこれとして、ＩＣＴに使う区分しかだめなのですか。まずは。

◇谷畠理事長　事務局。

◇岡田主監　この積立の目的でございますけれども、今のところ資料として出ております

のが、市長がおっしゃいました、資料3の2が一部改正の通知でございまして、2枚めくっていますと、（5）でICTを活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産ということで、こちらの方にも書いてございますとおり、明確なものは今のところ國の方でも具体的なところを検討中ということでございますけれども、私どもの入手している資料によりますと、ICTあるいはAI等を活用したコンピューターチェックの導入による審査支払業務等の更なる高度化・効率化のための取組に充てるという情報しか、今のところ入手はしてございません。

以上でございます。

◇谷畠理事長　はい、山仲理事。

◇山仲理事　何かすかっとしないですけどね。ICTというのも厳密に定義しないとだめだし、それと高度化、向上しかだめなのでね。単なる更新はだめという解釈で、通常の国税の解釈だったら、かなり厳密にくるから、お金を貯めてから前みたいに、滋賀県はある時期から全部還元してもらったからよかったですけれども、税を払っている団体もあるんですね。もうちょっと慎重でも、でもここまでできているから止まれませんけれども、何かえらく早いな、というのは1つです。

それともう一つは、原資が繰越金なのですけれども、本来は国保のシステムの前提で手数料をもらってやっているので、システム自体は基本的に国保のシステムですよね。今この5会計からもらうと、被保険者なり、関係者が違うのに貢献度が違ってくるとか、この繰越金の合計、障害でかなり今回多いですけれども、その中でも団体によって貢献度が違うので、握りでやっていいのかどうかという話が、被保険者とかほかから議論が出てくる恐怕があるのではないか、と思うのですけれども。

本来だったら、国保のシステムは更新でやつといて、あとは手数料でいただくという形がわかりやすい。国保でやる場合でも従前どおり、繰越金というのは今から過去の人の貢献で、将来のシステム更新のお金に充てるわけなので、本来は、民間だったら、オーナー企業だったらどうでもいいですけれども、本来は当事者の負担なので、今までどおり手数料で転嫁していく。均等に割るということをやっておかないと、被保険者から、負担額は一人一人からいくと少ないかもしれないけれども、なぜ将来のものを私たちのお金の中でやらないといけないのか、という議論が出たときに説明がつくのかという問題が1つ出て、この2つあるわけです。

会計が立って、たまたま繰越金があるところから出していいものかどうかと、

今から過去へのお金で、将来のいつかわからない、かつ I C T の機能向上と言われているものの定義がきっちとあった場合はいいけれども、ということで異論というか、ちょっと心配な点がたくさんあるので、そのあたりを明確にもう少し説明をお願いしたいと思います。

◇谷畠理事長 はい、事務局。

◇岡田主監 はい。市長、ご心配の点ということでございますと、国保連合会が行います収益事業に係る法人税の取り扱いというものにつきましては、資料 3 の 2 の一番最後のところですけれども、法人税の基本通達がございます。こちらが、我々国保連合会の保険者さんから委託を受けて行う事務の根拠になります。法人税の基本通達、内容としては実費弁償による事務処理の受託を根拠として、原則として法人税法に規定をいたします請負業に該当いたしますので、本来ですと確定申告というものが必要になりますけれども、当該収益に係る取り扱いについては実費弁償により行われていて、それがあらかじめ、先ほどにもご説明いたしました、一定の期間を限って所轄税務署の確認を受けた場合には、収益事業に該当しない、いわゆる確定申告は不要ということでございます。

これについて、全国の国保連合会から今後の対応ということで、私どもも規程制定とか、あるいは補正予算をさせていただきまして、既に国保中央会において一括して 6 月に国税庁に仮の届出というものがなされております。こうしたことから、中央会から、国税庁からは収益が発生しない実費弁償方式であるという確認がなされまして、そういう報告がございました。これによりまして、法人税法の基本通達によります、平成 31 年 4 月から 5 年間、審査支払業務等については課税対象となる収益事業に該当しないこととなります。それが 1 点です。

そして、新たな積立資産につきましては、I C T 等の対応に際して、新たな保険者負担を招かないようにとの理由ということで、それも理由の 1 つとして税制改正要望を行ったところでございます。

そして、この当該積立金につきましては、平成 26 年度の厚生労働省通知によりまして、先に財政調整積立金が手数料の 10 % 相当を同じ会計処理、いわゆる洗い替え方式で行うということで実施をしております。この洗い替え方式につきましては、前年度末積立残高は当該年度に一旦全額取り崩した上で積み立てができる金額は、当該年度の 30 % 積立ができることになってございます。したがって、積立金の残高が積み上がっていくというものではございません。これらの積立金の財源を確保するため、新たな手数料の引き上

げを行うことは現在考えておりません。さらに積立金を取り崩す場合についても、具体的なものについては現在明確ではありませんけれども、仮に取り崩す案件が発生したときは、あらかじめ会員の皆様と協議をし、慎重に対応したいということで考えております。

以上でございます。

◇谷畠理事長　はい、山仲理事。

◇山仲理事　やはり、慎重にしておかないと、税法上はよくも悪くも国税と協議して認めると言っているのだから、厚労省に責任を持ってもらつたらいいけれども、この原資がどこから充てるかといったら、確かにその年度内ではお金があるからですけれども、新たな負担を求めないのは当たり前だけれども、将来求めなくていいのであれば、これも安心ですけど。

いずれにしても、今回出てきているお金は、今までだったら還元していたお金ですね。還元しないとだめですよね。本来は実費弁償だから出てこない。だから、たまたま新たな負担は求めてないけれどもお金が存在する。基金だったら、逆に目標があって、システムの向上には5億要るとか3億要るからといって、目標を持って積み立てにいかないと、基金の機能が果たせないと思うので。

原則論はわかっているし、実質は、この間事前に来たものを見ていて、幾つか疑問があるのですが、皆さんがこれで認めるならばいいんですけど、本来は国保の中で、スタンドアローンでやって、あとは料金の中へ将来のせていくって稼ぐということではないと、さっきおっしゃったようにビジネスでやっているわけだから、何もかも、たまたま国保連合会でこの5会計を持っていますけれども、それぞれから余ったお金を積み立てていくというのはいいのかどうか。国保だけでやるので、ちょっと本当にいいかどうか。税法上は私も、冒頭に言ったようにお墨つきは与えてあるのだから、裏には多分、国からの支援ができるだけなくするために、貯めさせておこうという政策的な魂胆があるはずです。だから、変わってきた。調整して。

でも、その裏には結局、市民、県民の負担、被保険者の負担を前提にして運用していくということになるので、慎重にしておかないといけないのではないか、と私は思うのです。だから、個々の目に見える、市民の被保険者から見て、何でこんなところにお金を貯めるのですかと言われたときに、言葉に詰まる部分も私としてはあるのではないか、と思います。これ以上は言いませんが。

◇谷畠理事長　はい。今ほども山仲理事からご意見ございましたけれども、おっしゃると

おり、国の負担を軽減するという方向性が後ろにはあると思っております。そういう観点から、今回のこの積み立てのご提案の中でも、最小限のところだけ、とりあえず積み立てさせていただいておりまして、また次年度以降につきましては、理事会を中心に議論をさせていただきながら、慎重に対応してまいりたいと考えておりますが、それでよろしいですか。

じゃあ、山仲理事、どうぞ。

◇山仲理事 1年先送りするとかはできないですかね。

◇谷畠理事長 はい、多胡副理事長。

◇多胡副理事長 すみません。今の事務局の説明について、ちょっと補足的になりますけれども、そもそもこの基金が、理事がおっしゃるとおり、ＩＣＴとかＡＩとか、まだ漠然として、どういうものの投資にそういう基金を取り崩せるのかというのは、少し明確になっておりません。これは国の方でも具体的なことが出してくれば、それは明確にしていく。我々は、それがない限りは、皆さん方に取り崩させてほしいという説明はできないと思っていますので、そういうものが明確になるまでは、繰越金という形で留保させていただくか、基金で積み立てということで留保させていただくか、ということだと思うのですが、基金で今回、障害の会計についてはお願ひしています。

それと1点、国保のお話をされていたのですが、国保は今、ご覧のとおり実質的に単年度赤字の状態で、最低限の千円ということで、とりあえずの形を整えさせていただくのですが、障害の会計の方は今回少し余裕が出てきている。ただ、これも実を言いますと、障害の処理と介護の処理は同じシステムを使っておりまして、国保とは全く別のシステムですが、介護の会計は、ご覧のとおり積み立てできるような状況にはなっていない。

そういう意味でいきますと、細かい字で恐縮なのですが、介護の会計と障害の会計で本当にシステムの運営コストを、両方からそれぞれ手数料という形でお金をいただいてシステム運用をしているのですが、共同利用をしているシステムの正しい経費負担はどうなのかということも含めて、介護関係部局、障害関係部局の皆さんと十分相談させていただきながら、今後の取り扱いをご相談させていただく必要があると思っております。

今回、繰越金の中で30%上限の額が、たまたま積み立てられる財源があるので、このように対応させてほしいという予算になっておりますが、当然取り崩しの段階では、今、申し上げたようなことも含めて、十分皆さんと協議して、先ほどおっしゃいました、それぞれの会員の方の負担の中に見合った形で、しっかりと最終的なご負担という形になって

いるのかどうかということも、皆さん方に検証していただくような形で進めていきたいと思っておりますので、何とか現時点ではそのような形でご理解いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

◇谷畠理事長　はい、山仲理事。

◇山仲理事　前回、私、理事会は都合が悪かったので出席できなかつたので、後で報告を受けて、これが入っていたということで、もう一回改めて見たのです。取り崩しのときはどうのこうのではなく、私が言うのは、今さら言わなくてもいいように、基金をつくるときに本当の目的がどうかとか、明確にしないとだめですよね、納税者、負担者には。だから、崩すときに正当かどうかという基金は、普通ないはずなのです。制度つくりのときです。

それと、どの保険を運用しているシステムか、という意味で言ったのと違つて、このシステムは国保連合会のシステムでしょう。だから、国保連合会の中で、まずこの各会計の金額も決まらないのに、ここでこれだけするのだったらわかるけども、握りと言うたら変ですけれども、境界なくお金を積んでいって、かつ現時点では国が何に使えるかを明確にしていないのに基金を積むことについては、ちょっと制度的に引っかかると思うので、さつき言ったのは、もう1年送るとかやつたらだめなのですか、ということですけど。

◇多胡副理事長　すみません。そのところは各連合会の方でもいろいろ意見が出ましたが、今回、中央会で取りまとめをいただいて、各連合会が個別に税務署と協議する手間を、規則の制定と、例え千円でも各会計補正をいただくことによって取りまとめて、一括国税庁との協議に代えるので、全連合会、同じ足並みを揃えた対応をお願いしたいということでございます。従いまして、できないものは千円、少し繰越金で財源のあるものは、障害のように積み立てをさせていただくという内容で、私ども対応しようということでございます。

◇山仲理事　一般に出したときに通用するのか。これでやるのだったら、各町の基金でもこの程度で積んでおけばいいし、使えるときに目標をはっきりします、みたいなことがありますし。

国保を、きちんと透明性を保つて議論されたときにいろいろな考え方があると思うのですけれども、出したときに耐えられるのかな、と思ったけれど。厚労省はいっぱい、ずっと失敗してきているから、本当に心配なのです。ふたを開けてみたら、皆これに賛成したのか、みたいに言われる可能性が私はあるように思いますけど。滋賀県国保連合会は、

先頭を切っていろいろ制度改革してきたけれども、これだったら長いものに巻かれよ、みたいで、乗り遅れないでみたいなことで、どうしようもないでの。

皆さんで決めていただいたら。多数決で結構ですから。これ以上、私、しゃべるつもりはないので。答えてくれたから、一応言ったけれども。

◇谷畠理事長 ほかのご意見。はい、福井市長。

◇福井市長 確かに説明を聞いていると、繰越金があるという前提で、その3割限度に基金を積み立てるというのが、そもそも会計の原則を考えると、繰越金が発生するという前提で予算立てをするのはあり得ないことで、結果的に繰越金が出て、それを積み立てるのは、いささか動機がどうのかなど。原則論でいくと。

先ほどの副理事長の説明ですと、全国的にもこの連合会で一定補正を、規則改正をしながら、規則制定しながら補正で対応することによって、税制上の優遇措置が受けられる。そこまで足並みが揃っているということであるとするならば、ここは、今回は補正予算を認めざるを得ないのでないだろうか、と。

ただし、今みたいな5つの特別会計で、それぞれ繰り越し予算があるからその30%、例えば介護の会計から積み立てる、あるいは一般会計はないので、頭出しだけ千円ほど積み立てるのは、どうも会計から見ると、ちょっと信じられないような補正予算編成になってしまっている印象があるので、既存の財政調整基金とのすみ分けをどうするのかとか、あるいは基金の全体像、今、山仲理事がおっしゃるように、全体像が見えないので、いささか残った繰越金から限度額を設けて、それを積めるだけ積もうというのは、やはりちょっと乱暴過ぎる予算あるいは編成かなと思うので、そこを課題として、次なる新年度予算、当然これは補正、補正でいくのか、新年度当初予算でいくのか、それも恐らく大きな課題になって、新年度当初予算で繰越金前提に財源で基金を食うなんて予算措置はあり得ないので、毎年毎年補正で残が出てきたから繰り越して、そのまま3割限度に、目標額も定めずにどれぐらい必要になるのか、基金の規模もわからず、というのはちょっと乱暴かなと思うので、そのあたりの問題整理を次の当初なり、あるいはこの予算編成の際にしっかりと、これは全国の連合会とも調整してもらう必要があると思うけれども、そういうことで対応しないと、今、ここでこれを否決して、滋賀県だけ認めないというのもどういう問題が起こるのか、それもわからないので、そこは冷静にいかないと仕方ないのかなと思います。

◇谷畠理事長 はい、ありがとうございます。ほかにご意見ございませんでしょうか。は

い、橋川理事。

◇**橋川理事** 前回、理事会に出席していたときには、今のようなところの問題意識があまりなかったのですけれども、今のやりとり、議論を聞いていると、これについてはいろいろな課題があるなと思います。その前に、副理事長もおっしゃったのですが、全国の足並みということもあろうかと思いますが、仮に滋賀県はこれが1年先送りになり、もう少し議論しようとなったときに、税務との関係や、あるいは中央との関係で何か非常に困難な状況になるのか。それとも個別の税務対応で処理ができる、もう1年は議論を慎重にやっていこうということでも差し支えないのか、そのあたりの確認をさせていただきたいと思います。

◇**谷畠理事長** はい、多胡副理事長。

◇**多胡副理事長** すみません。先ほど事務局も説明しましたとおり、この6月に、全連合会が規則を制定し、各5会計の補正予算で積立金を計上するという前提で、国税庁と中央会の方で協議が整っております。最終的に7月の決算で、それぞれの議決いただいた内容でもって正式認定をされ、中央会と国税庁で一括申請という手続がされることになっておりますので、本当にそういう意味では、それぞれおっしゃったとおりの課題がたくさんある中でのことではあるのですが、私としましては、滋賀県も同様の対応をとらせていただくことで何とかお願いをしたい。

ただ、おっしゃったとおり、今、それぞれの会員の皆様からいただきました意見で、これについての対応はしっかりと来年の予算の中での予算編成、また来年度予算の中で改めて課題を国にも投げかけ、回答をいただきながら、その状況も含めて皆さんにご説明し、改めてその場で審議いただきたいということで、少し後先逆にはなるのですが、何とか今回お願いしております予算につきましては、ご議決を賜ればということでございます。

◇**谷畠理事長** はい、山仲理事。

◇**山仲理事** 冒頭言ったように、何が何でも意固地に反対するつもりはないですが、本当に責任を持って運営しないとだめなので。だから普通だったら、完全に中央集権になっていますよね。谷畠理事長がいつも反論しておられるように。内部留保で非課税というの、これがないからと言っていて、いい意味で各県の連合会の健全運用できるための一定の財源を確保できると言っていましたけど。

このスキームでいくことについては、もう少し事前に情報があったのですか。この使い道のわからないＩＴの機能向上で。だから、何かこじつけてやってくれたらありがたい

のだけれども、何回も言うように、本当に納税者、負担者からすると説明がつかない部分があるので。ここまで来るまでにもうちょっと余地があるのだったら、議論ができればよかったですな、と思うのですけど。

◇谷畠理事長 はい、多胡副理事長。

◇多胡副理事長 すみません。少し経過を申し上げますと、端を発するのは税制改正要望でございます。私どもの一方の同種業務をやっている診療報酬支払基金さんが、法人非課税になっております。そんな中で、非常に対応が違うのではないかということでの税制改正要望をしておりました。その結果が、先ほど説明しましたとおり、法人税法施行令の改正もだめだということで、ただし、こういう特定目的のための積立金について、経費扱いにすることについて、最終決着したところでございます。

それが昨年の12月から1月にかけて行われまして、具体的に私ども会員の皆さんに説明して、規則を制定するのに早く情報が欲しいということで、ずっとその間、お願いしていたのですが、最終的な内容、この通達が出ましたのは4月だったと思いますが、4月以降に出まして、加えて、追加の不明点もたくさんございましたので、その問い合わせをしていて、実際これで皆さんに説明し、議決をお願いするというところ、6月頃に何とか今までのところの情報を得た状況です。

非常にそういう意味では税制改正要望の後のはたばたで、皆さん方には不審点が多々あろうかと思いますが、その件に関しましては、今後、国にもしっかり問い合わせをして、何とか皆さんのご理解をいただけるような形で、今後進めていきたいと思っております。

◇谷畠理事長 ほかにご意見はございますでしょうか。

今ほどからご議論がございますように、この税制改正要望の中から支払基金との間の不整合ということで、国保サイドから要望した内容であったということでございまして、その運用がまだ極めて不十分な中で動いていたということでございます。今後とも厚労省、また中央会に対しては、その点、厳しく指摘をしてまいりたいと思っておりますので、特にそのほかにご意見がないようでしたら、採決に入らせていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、採決に入りたいと思います。議案第26号から議案第33号までを原案どおり議決することについてご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

◇谷畠理事長 はい、ありがとうございます。異議なしの声がございました。議案第26号から議案第33号まで、原案のとおり議決をいたしました。

続きまして、議案第34号、役員の専任についてであります。人事案件でございますので、これは後ほどご審議をさせていただくとして、先に報告事項について説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

特にご異議もないようですので、報告事項を先にさせていただきたいと思います。

報告第2号専決処分報告及び報告第3号財産報告について、一括して事務局から説明を求めます。

◇岡田主監 はい。それでは、報告事項についてご説明をさせていただきます。お手元、通常総会議案の259ページをご覧いただきたいと存じます。青い合紙の次のページでございます。

専決処分報告につきましては5つございます。まずは259ページでご説明をさせていただきます。

1つ目でございますけれども、職員退職給与金の特別会計の第1回の補正予算でございます。こちらにつきましては、3月31日付で1名退職によるものでございます。

2番目でございますけれども、服務規則の一部を改正する規則の制定でございます。こちらにつきましては、労働基準法の改正がございまして、年次有給休暇を付与される者に対して、使用者側が時期を指定して取得させるということが義務化されました。これらについて、就業規則に記載をしなければならないということでございまして、それに伴います規則の改正でございます。

そして、3番目と5番目でございます。会計規則の一部を改正するものと、診療報酬審査支払特別会計の補正予算でございます。こちらにつきましては、事業報告の中でも少しご説明をいたしました、風しん対策の実施に伴います勘定の設置と、そして抗体検査あるいは予防接種の費用の請求支払、クーポン券の作成に伴います補正予算でございます。

最後4つ目でございますけれども、私どもの中に設置をしております運営委員会の事務規程の改正でございます。

そして、最後になりますけれども、280ページと281ページでございます。こちらが報告第3号でございまして、31年3月31日現在の財産目録の一覧でございます。

報告については以上でございます。

◇谷畠理事長 報告事項を終わります。

最後になりますが、議案第34号、役員改選について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

◇井口局長 はい。議案書では258ページでございますが、現在の役員の任期が7月31日をもって満了いたしますので、国民健康保険法第23条及び連合会規約第19条、20条、24条の定めに従いまして、総会において選出いただくものでございます。本会規約による定数を申し上げますと、理事につきましては15人以内、監事につきましては2人でございますが、市によっては7人の理事、町にあっては2人の理事、そして市、町から1人ずつ監事を、また滋賀県と医師国保組合から1人ずつ理事をご推薦いただくこととして、過日、滋賀県市長会、滋賀県町村会、滋賀県医師国保組合、滋賀県から役員候補としてご推薦をいただきました。その方々と識見を有する理事一人を常勤理事としてお諮りをいたします。

新役員決定後、ただちに理事会を開催いたしまして、理事長を1人、副理事長を2人、常務理事の1人を選出いただくという段取りを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

◇谷畠理事長 はい。只今、役員の改選について事務局から説明がありました形で役員の選出を行うことについて、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

[「なし」の声あり]

◇谷畠理事長 特にないということでございますので、役員改選については、只今、説明のあった形で行わせていただきます。

それでは、役員候補者名簿を配付させていただきます。しばらくお待ちください。

◇井口局長 では、役員候補の方々を発表させていただきます。

理事。滋賀県知事、三日月大造様。彦根市長、大久保貴様。東近江市長、小椋正清様。草津市長、橋川渉様。守山市長、宮本和宏様。湖南市長、谷畠英吾様。甲賀市長、岩永裕貴様。米原市長、平尾道雄様。日野町長、藤澤直広様。豊郷町長、伊藤定勉様。医師国保組合理事長、越智眞一様。学識経験者、多胡豊章様。

監事。栗東市長、野村昌弘様。竜王町長、西田秀治様。

以上でございます。

◇谷畠理事長 はい。それでは、只今、事務局より発表いただきました役員候補者のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

◇谷畠理事長 よろしいですか。特にご異議もないようですので、全員賛成と認め、議案第34号、役員改選については、只今、発表になりましたとおり、決定をいたします。

以上をもちまして、本日の総会の議事は全て終了いたしましたが、理事長、副理事長、常務理事につきましては、理事会において互選することになっておりますので、直ちに理事会を開催いたします。

◇井口局長 只今、選出されました新理事の方々は、隣の中会議室にお集まりいただきますよう、お願い申し上げます。選出が終わりますまで、会員の皆様方はしばらくお待ちいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

[第3回理事会 開催中]

◇井口局長 大変お待たせいたしました。只今、理事会におきまして、理事長、副理事長、常務理事の互選をいただきましたので、報告をいたします。

それでは発表させていただきます。

理事長。湖南市長、谷畠英吾様。副理事長。日野町長、藤澤直広様。なお、藤澤副理事長につきましては、理事長の指名により、理事長の職務代理者をお務めいただきます。

続きまして、副理事長、多胡豊章様。なお、常務理事につきましては、多胡副理事長に兼務をいただきます。また、参与につきましては、ご覧のとおり選任いただきましたので、ご報告を申し上げます。

それでは、新役員を代表して、谷畠理事長からご挨拶をお願いいたします。

◇谷畠理事長 はい。只今の理事会におきまして、理事長のご指名をいただいたところでございます。二年間の任期中、この職を務めさせていただきたいと思いますので、会員の皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

## ○閉 会

◇井口局長 ありがとうございました。それでは、これをもちまして、通常総会を閉会とさせていただきます。

---

午後4時11分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名いたします。

令和元年 10月 17 日

議長  
湖南市長

石川英子

議事録署名者

栗東市長

野村昌弘

竜王町長

西田秀治

